

## ビッグロブ光×東京ガストリプル割に関する特約

この特約は、東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」といいます。）から2016年4月に提供開始のガスおよび電気のセット商品（その範囲は当社が別途定めるものとし、以下「対象商品」といいます。）の供給を受けるための契約を東京ガスと締結している個人または法人に対してビッグロブ株式会社（以下「当社」といいます。）が当社所定の『BIGLOBE サービス「ビッグロブ光」特約』（以下「ビッグロブ光特約」といいます。）に基づき提供するBIGLOBE サービス「ビッグロブ光」（以下「本サービス」といいます。）の月額費用を割り引くこと（以下「ビッグロブ光×東京ガストリプル割」といいます。）に関する条件を定めるものです。

### 第1条（定義）

この特約で用いる用語の意味は、この特約において異なる意味が定められる場合を除き、ビッグロブ光特約における意味と同じとします。

### 第2条（ビッグロブ光×東京ガストリプル割の適用）

ビッグロブ光×東京ガストリプル割の適用を受けるには、この特約に同意のうえ、当社所定の方法により当社に申し込みを行い、当社からその承諾を受ける必要があります。

- 2 前項の申し込みは、次の各号に定める全ての条件を満たす個人または法人に限り行うことができます。
  - (1) ①ビッグロブ光特約に基づき、本サービス契約の申し込みを同時に行うこと、または、②前項の申し込みの時点において、ビッグロブ光特約に基づき、当社との間に本サービス契約が成立していること。
  - (2) 東京ガスから対象商品の供給を受けるための契約を東京ガスと締結していること。
  - (3) 第1号①所定の申し込みにあたり本サービスの回線の設置先として当社に申告する住所、または、第1号②所定の本サービス契約について本サービスの回線の設置先として当社に登録している住所が第2号所定の契約において東京ガスに対して対象製品の供給を受ける場所として登録している住所（第2号所定の契約において、同一の世帯に属する者が東京ガスに登録している同等の住所を含みます）と一致すること。
- 3 ビッグロブ光×東京ガストリプル割の適用が開始された後においても、前項第2号に定める契約が終了した場合は、ビッグロブ光×東京ガストリプル割の適用は同時に終了します。

### 第3条（ビッグロブ光×東京ガストリプル割の内容）

ビッグロブ光×東京ガストリプル割の内容は、本サービス契約が有効である各暦月の前暦月の末日時点において、前条第2項第2号所定の契約が有効であって、かつ、（かかる前暦月が2016年3月であるときを除き）かかる契約に基づき対象商品の供給を受けている場合に、その各暦月についてのビッグロブ光の月額費用（ビッグロブ光特約の別表2において「月額費用」として定められているものに限ります。）から次の各号に定める金額を割り引くものとします。ただし、当社が別途定める、月額費用の支払義務が生じない暦月については、この限りではありません。

- (1) 本サービス契約が本サービスのファミリータイプを対象とする場合：金300円（消費税等相当額を除きます）
- (2) 本サービス契約が本サービスのマンションタイプを対象とする場合：金200円（消費税等相当額を除きます）

- 2 この特約に基づきビッグロブ光×東京ガストリプル割の適用を受ける個人または法人（以下「割引対象者」といいます）は、当社が異なる定めをした場合を除き、ビッグロブ光の月額費用について、その他の割引の適用を受けることはできません。ビッグロブ光×東京ガストリプル割の適用が開始前において他の割引の適用を受けていた場合は、その開始と同時に他の割引の適用は終了します。

#### 第4条（同意事項）

割引対象者には、第2条第2項各号所定の条件の充足の有無を判定する目的のために、当社と東京ガス間でその割引対象者の氏名、住所、本サービス契約の契約状態（契約の締結、継続、終了状況等）の情報および第2条第2項第2号に定める契約の契約状態（契約の締結、継続、終了状況等）の情報ならびに東京ガスがその割引対象者に割り当てる第2条第2項第2号所定の契約に係る顧客管理番号の受け渡しが行われることに同意していただきます。

#### 第5条（変更および廃止）

当社は、当社所定の方法（当社所定のウェブサイトに掲示することを含みます）にて割引対象者に通知することにより、ビッグロブ光×東京ガストリプル割の内容を変更し、または、ビッグロブ光×東京ガストリプル割を廃止することができます。

- 2 前項の変更または廃止により割引対象者に損害等が生じても、当社は、一切責任を負いません。

#### 第6条（この特約の内容の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法（当社所定のウェブサイトに掲示することを含みます）にて割引対象者に通知することにより、この特約の内容の全部または一部を変更することができます。

#### 附則

この特約は、平成28年1月4日から実施します。